

**嶺南地域における節電チャレンジPR業務
に係る企画提案（プロポーザル）募集要領**

1 業務目的

嶺南地域住民を対象とした節電チャレンジを広くPRするとともに、無理なく楽しく節電する方法やVPP事業についての効果的なPRにより、節電行動の習慣化やVPP事業の認知を高めることを目的とする。

2 対象業務

（１）業務内容

仕様書および委託契約書（案）のとおりに従う。

（２）委託期間

契約締結日から令和８年２月２７日（金）まで

（３）予算額

委託金額の上限は、２，４９１，５００円（消費税および地方消費税を含む）とする。

3 応募資格

提案書の提出期限日において、次の要件すべてを満たすこと。

- （１）福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第１４６条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者（本募集要領に記載の応募期限までに資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。
- （３）現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 応募方法

- (1) 応募期限 令和7年7月10日(木) 17時(必着)
- (2) 応募方法 電子データの送付 送付先アドレス：energy@pref.fukui.lg.jp
- (3) 応募書類

- ① 提案書

提案概要をA4横判・パワーポイント15ページ以内で記載し、表紙(別紙様式1号)を添付
実施方針、実施手法、実施体制、事業実績、業務実施スケジュール等を記載すること

- ② 企画提案参加資格誓約書

- ③ 会社概要

- ④ 見積書

仕様書に基づいた事業実施に要する経費およびその他必要とする経費とし、明細等が分かるものとする(様式は自由)。

- (4) その他

提出された企画提案書について、県から内容に関する質問および補正を命じることがある。
また、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

5 応募に関する質問

- (1) 提出方法

質問がある場合は、令和7年7月4日(金) 17時までに質問書(別紙様式2号)に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。

- (2) 回答

質問への回答は、令和7年7月8日(火)までにHPに掲載することにより行う。
ただし、軽微な質問については、口頭等により回答する場合がある。

6 審査方法と審査基準

- (1) 審査方法

提出されたすべての提出書類から書面審査による1次審査を実施する。また、1次審査合格者による2次審査として、プレゼンテーション(15分以内)およびヒアリング(10分程度)を行う。
なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

2次審査日 1次審査合格者の通知の際に併せて通知する。

(※2次審査はWEB会議にて実施する予定。)

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価する。

審査事項	審査項目	評価のポイント
提案内容	実現性	企画提案の内容が本業務目的を理解し、目的を達成できる効果的で具体的な提案となっているか。
	独創性	P R手法について、提案事業者ならではのノウハウや知識・経験を活かした創意工夫や独自性がみられ、効果を見込めるものとなっているか。
	簡潔性	P R手法について、V P P事業など専門的なものを県民にわかりやすく伝える工夫をしているものとなっているか。
遂行能力	業務実績	同種の業務実績があるか。
	知見	業務に関する専門的な知識を有しているか。 その知識を活かした提案内容になっているか。
	実施体制	実施体制は十分であるか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

(3) 審査結果

1次審査結果は、応募者全員に通知する。

2次審査結果は、2次審査対象者全員に書面で通知する。

※この審査は、応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、提案書に基づきそのまま了承するものではないので留意すること。

7 契約

(1) 契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、評価が最も高かった応募者を委託先候補に特定する。

なお、審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案書のみを適当な提案として認める。県は、委託先候補者と提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

(2) 契約方法等

県と委託先候補者の協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行例第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

(3) 特定結果の無効等

委託先候補者が、契約締結までの間に3の各号の一に該当しないこととなった場合には、県は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、県は一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

8 実施要領等の入手方法

福井県のホームページからダウンロードする。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/ecocast/setudencharengepr.html>

9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。

ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

10 応募先および問い合わせ先

(1) 名 称 福井県エネルギー環境部エネルギー課

嶺南Eコースト計画室 (担当：石川)

(2) 所在地 〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号

(3) 連絡先 電 話 0770-47-5875

E-mail) energy@pref.fukui.lg.jp (土・日・祝日を除く8時30分から17時まで)

11 その他

(1) 提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。

(2) 提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は県の内部および1次審査、2次審査の審査目的に限る。

(3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。

(4) 計画や関連施策は、ホームページに掲載していることから、十分に確認のうえ、提案すること。

①嶺南Eコースト計画について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/shinkeikaku/suishinkaigi.html>

②嶺南スマートエリアについて

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/ecocast/smartarea.html>

③福井県長期ビジョンについて (WAKASAリフレッシュエリア構想等)

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/vision2019/top.html>